証券コード　7190
平成30年３月９日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町一丁目３番３号
株式会社マーキュリアインベストメント
代表取締役　豊　島　俊　弘

# 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年３月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成30年3月29日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
**２．場　　所**　東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京　５階　「瑞雲」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**３．目的事項**
**報告事項**
１．第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　取締役７名選任の件
**第３号議案**　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
**第４号議案**　取締役賞与支給の件
**第５号議案**　取締役の報酬額改定の件
**第６号議案**　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

---

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結注記表及び個別注記表については、インターネット上のウェブサイト（http://www.mercuria.jp/）に掲載しており、本招集ご通知には記載しておりません。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.mercuria.jp/）に掲載させていただきます。
　株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和の継続や政府による経済政策等を背景に、企業業績は堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しの動きが進み、景気は緩やかな回復基調を維持しております。一方で、米国新政権の今後の政策動向、EU諸国の今後の政治動向、新興国経済の景気減速に加え、北朝鮮・中東情勢の地政学リスクなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、当社は日本経済の発展に貢献すべく本邦中堅企業等の成長を支援するために株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成を行った「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合」において、事業会社への新たな投資を実行し、当社子会社が管理運営を行う香港証券取引所に上場しているリート（不動産投資信託）である「Spring Real Estate Investment Trust」において、新たな資産の組み入れを行いました。また、当社が管理運営を行う一部のファンドを終了させたことに伴い、成功報酬を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は4,224百万円（前連結会計年度比67.6%増）、営業利益は2,230百万円（前連結会計年度比74.2%増）、経常利益は2,208百万円（前連結会計年度比76.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,490百万円（前連結会計年度比74.3%増）となりました。

当社は、株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成29年12月18日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。東京証券取引所市場第一部上場企業として、さらに社会的責任を自覚するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を構築し、事業成長を通じて株主の皆さまからのご期待に応えられるよう努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は6,375千円であります。

その主なものは、従業員の増加に対応するために、ＰＣの購入及びオフィス機器の購入を行ったことによるものであります。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所市場第一部への銘柄指定に伴い、公募増資として新株発行2,500,000株により3,333,750千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）510,000株により680,085千円の資金を調達しております。

### ⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 10 期<br>(平成26年12月期) | 第 11 期<br>(平成27年12月期) | 第 12 期<br>(平成28年12月期) | 第 13 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 営　業　収　益(千円) | － | － | 2,520,649 | 4,224,102 |
| 経　常　利　益(千円) | － | － | 1,248,179 | 2,207,739 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | － | － | 854,416 | 1,489,618 |
| １株当たり当期純利益（円） | － | － | 70.54 | 107.52 |
| 総　資　産(千円) | － | － | 5,603,227 | 13,103,030 |
| 純　資　産(千円) | － | － | 5,112,834 | 10,588,751 |
| １株当たり純資産（円） | － | － | 363.32 | 605.13 |

(注) 1．第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の状況は記載しておりません。

2．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3．当社は平成28年８月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を、平成29年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 10 期<br>(平成26年12月期) | 第 11 期<br>(平成27年12月期) | 第 12 期<br>(平成28年12月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 営　業　収　益(千円) | 622,586 | 760,178 | 1,145,580 | 3,121,003 |
| 経　常　利　益(千円) | 297,924 | 382,433 | 389,306 | 1,710,084 |
| 当　期　純　利　益(千円) | 178,106 | 331,990 | 316,117 | 1,193,886 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 19.01 | 31.63 | 26.10 | 86.17 |
| 総　資　産(千円) | 1,662,584 | 2,710,992 | 4,066,195 | 10,489,104 |
| 純　資　産(千円) | 1,476,779 | 2,394,797 | 3,619,009 | 8,759,738 |
| 1株当たり純資産（円） | 154.80 | 204.25 | 263.74 | 508.19 |

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成28年8月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成29年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。
3．第11期以前の数値については、会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資　本　金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| Spring Asset Management Limited | HK$ 9,000千 | 90.2% | 投資運用事業 |
| MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd. | RMB 828千 | 100.0 | 投資運用事業 |
| ADC International Ltd. | 51,537千円 | 100.0 | 投資運用事業 |

(注)　特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ⑷ 対処すべき課題

① 新規運用資産残高の獲得

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業、自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる事業としておりますので、ファンドにおける運用資産残高が当社の重要な収益の源泉であり、新規の運用資産残高の獲得が重要な課題であると認識しております。

当社グループではクロスボーダーをコンセプトとし、マクロ環境に応じた、Ⅰ成長投資戦略、Ⅱバリュー投資戦略、Ⅲバイアウト投資戦略、Ⅳ不動産投資戦略、Ⅴキャッシュ・フロー投資戦略に基づく投資運用を行い、投資対象の価値向上を通して、投資リターンの向上を目指しておりますが、今後は各戦略に基づく新しい投資分野の開拓を行うことで、更なる運用資産の積み上げを目指していく方針です。

② 新規投資家層の拡大

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業、自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる事業としておりますので、ファンドにおける国内外の投資家からの資金調達が当社の重要な収益の源泉となりますので、新規の投資家層の拡大が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、投資家のニーズに沿ったより魅力的なファンドを組成すること、自己資金を活用した先行投資により投資家にとっての投資環境を整えること、必要に応じて人材を適時に採用し、投資家とのコミュニケーションをより強化することで、新たな投資家層の拡大を行っていく方針です。

③ 成功報酬の最大化

当社グループの収益の大半を占めるファンド運用事業に係る収益は、運用資産の残高と報酬料率に応じて生じる管理報酬と、運用実績の良否によって変動する成功報酬に区別されます。管理報酬については、上記の通り、新規運用資産残高の獲得、新規投資家層の拡大により更なる収益基盤の拡大を図りますが、継続的に成長するためには、新たな管理報酬の獲得に加えて、既存運用ファンドにおける成功報酬の最大化が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、当社グループでは、外部環境や運用資産の状況に応じた適切な人材配置を行い、運用資産を適切に管理運営することで、成功報酬の最大化を図っていく方針です。

④　内部管理体制の強化

現在、当社グループの内部管理体制は会社規模に応じた適正なものとなっております。

今後の事業拡大を見据え、業務運営の効率化、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、ＩＲ充実のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させ内部管理体制の強化に努めることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針です。

**⑸　主要な事業内容**（平成29年12月31日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| ファンド運用事業 | 投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等のファンド運用を行っております。 |
| 自己投資事業 | 主に当社グループが管理運営を行うファンドに対して自己投資を行っております。 |

**⑹　主要な営業所**（平成29年12月31日現在）

①　当社

| | |
|---|---|
| 本社 | 東京都千代田区 |

②　子会社

| 会社名 | 所在地 |
|---|---|
| Spring Asset Management Limited | Hong Kong, China |
| MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd. | Beijing, China |
| ADC International Ltd. | Cayman Islands |
| 合同会社イズミ | 東京都千代田区 |
| 一般社団法人イズミ | 東京都千代田区 |
| ADP-CE投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区 |
| ゲートシティBKK1匿名組合 | 東京都港区 |
| Mercuria SPV company limited | Bangkok, Thailand |

⑺ **使用人の状況**（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 全社（共通） | 46（1）名 | 8名増 |

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 31（1）名 | 6名増 | 41歳 | 2.9年 |

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成29年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| SUMITOMO MITSUI TRUST BANK(THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED | 723,140千円 |

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成29年12月18日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

## 2．会社の現況

### ⑴ 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　45,000,000株
② 発行済株式の総数　17,234,500株
③ 株主数　7,786名
④ 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 4,200,000株 | 24.37% |
| 伊藤忠商事株式会社 | 2,426,000株 | 14.08% |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 582,000株 | 3.38% |
| 豊島俊弘 | 510,000株 | 2.96% |
| 合同会社ユニオン・ベイ | 396,000株 | 2.30% |
| あすかホールディングス株式会社 | 354,000株 | 2.05% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC） | 306,078株 | 1.78% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 300,500株 | 1.74% |
| 石野英也 | 288,000株 | 1.67% |
| 株式会社SBI証券 | 240,000株 | 1.39% |

（注）1．持株比率は自己株式（111株）を控除して計算しております。
2．当社は、平成29年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数が9,144,200株増加しております。
3．平成29年12月15日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が2,500,000株増加しております。
4．平成29年12月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が510,000株増加しております。
5．当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が508,200株増加しております。

### ⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第１回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成27年３月31日定時株主総会 |
| 新株予約権の数 | | 335個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　201,000株<br>（新株予約権１個につき600株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり　186,600円<br>（１株当たり　311円） |
| 権利行使期間 | | 平成29年12月１日から<br>平成37年３月31日まで |
| 行使の条件 | | （注）１ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　335個<br>目的となる株式数　201,000株<br>保有者数　2名 |

（注）１．新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ）権利行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。

ロ）当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ）その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．平成29年１月１日付で行った１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### ⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役 | 豊島俊弘 | CEO（最高経営責任者）<br>Spring Asset Management Limited Director<br>MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director |
| 取締役 | 石野英也 | COO（最高執行責任者）<br>Spring Asset Management Limited Director<br>MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director<br>ADC International Limited Director<br>一般社団法人イズミ職務執行者 |
| 取締役 | 小山潔人 | CIO（最高投資責任者） |
| 取締役 | 梶村毅 | 株式会社日本政策投資銀行<br>企業投資部企画審議役 |
| 取締役 | 関口淳 | 伊藤忠商事株式会社<br>建設第二部長 |
| 取締役 | 井上義郎 | |
| 取締役 | 岡橋輝和 | セイコーホールディングス株式会社顧問<br>山九株式会社社外取締役<br>株式会社インフォマート社外取締役 |
| 常勤監査役 | 石堂英也 | |
| 監査役 | 江川武 | |
| 監査役 | 増田健一 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー<br>株式会社ブリヂストン社外取締役<br>ライフネット生命株式会社社外監査役 |

（注）1．取締役　梶村毅氏、関口淳氏、井上義郎氏及び岡橋輝和氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役　石堂英也氏及び監査役　江川武氏及び増田健一氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役　石堂英也氏及び監査役　江川武氏は、金融機関にて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役　増田健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、井上義郎氏、岡橋輝和氏、石堂英也氏、江川武氏及び増田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．平成29年３月30日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の頃安延幸氏は任期満了により退任し、社外取締役の関口淳氏が新たに選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(2名) | 286,813千円<br>(11,600千円) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>(3名) | 20,490千円<br>(20,490千円) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 8名<br>(5名) | 307,303千円<br>(32,090千円) |

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成28年８月８日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成30年３月29日開催の第13回定時株主総会において、役員賞与額として193,300千円の決議をお願いしております。

３．監査役の報酬限度額は、平成28年８月８日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11,400千円（取締役３名に対し9,800千円（うち社外取締役２名に対し800千円）、監査役３名に対し1,600千円（うち社外監査役３名に対し1,600千円））。

・平成30年３月29日開催の第13回定時株主総会において付議いたします役員賞与支給予定額193,300千円（取締役３名に対し193,300千円）。

５．取締役の支給人員は、無報酬の取締役２名を除いております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役梶村毅氏は、株式会社日本政策投資銀行の企業投資部企画審議役であります。同社は当社の発行済株式の24.37％を有する主要株主であります。

・取締役関口淳氏は、伊藤忠商事株式会社の建設第二部長であります。同社は当社の発行済株式の14.08％を有する主要株主であります。

・取締役岡橋輝和氏は、セイコーホールディングス株式会社の顧問、山九株式会社の社外取締役及び株式会社インフォマートの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役増田健一氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー、株式会社ブリヂストンの社外取締役及びライフネット生命株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

| | 出　席　状　況　及　び　発　言　状　況 |
|---|---|
| 取締役　梶　村　　毅 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関での経験に基づき取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役　関　口　　淳 | 平成29年３月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、商社での経験に基づき取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役　井　上　義　郎 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役　岡　橋　輝　和 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役　石　堂　英　也 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行っております。 |
| 監査役　江　川　　武 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行っております。 |
| 監査役　増　田　健　一 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき主に法律面において質問・発言を行っております。 |

### ⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任　あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,900千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）」作成業務などを委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとする。

ロ．取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行するものとする。

ハ．監査役は、「監査役監査基準」及び「監査役会規則」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査するものとする。

ニ．コンプライアンス委員会及びコンプライアンス部を設置し、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

ホ．内部監査部は「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に則り、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及びその他の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存するものとする。

ロ．取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに、これらの文書又は電磁的媒体等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．業務執行に係るリスクをトータルに認識及び評価し、適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備するものとする。

ロ．不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小化に止めるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、原則として、当社の取締役会及び経営会議を月１回以上開催する。また、「職務権限規程」において、経営会議及び代表取締役等の決裁権限を定め、効率的な職務の執行を行うものとする。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が「関係会社管理規程」に従い、子会社の指導、育成に努めるものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査の実効性の確保の観点から、必要に応じて、補助使用人の体制の強化に努めるものとする。補助使用人については、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役の同意を必要とするものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。監査役に対して上記報告をしたことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いもしてはならないものとする。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等に関して、監査役から前払又は償還の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行うこととする。また、必要に応じて、内部監査部及び監査法人等との連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備するものとする。

⑩　反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないものとする。

### ⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、入社時の研修の他、全役職員を対象として、インサイダー取引防止等、コンプライアンスに関する研修を適宜実施いたしました。また、内部監査部は、グループ会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に業務が行われているかを監査し、代表取締役に報告しております。監査役及び会計監査人との間でも情報を共有しており、監査の品質向上のための意見交換も実施しております。

② リスク管理について

当社では、「リスク管理規程」を制定し、当社の経営に対してリスクを与えるあらゆる事象を管理することにより、事業の継続・安定的発展を確保していくこととしています。リスクが顕在化したことが認識された場合、リスク管理統括責任者であるコンプライアンス部長及び各部のリスク管理責任者により初期対応を行った上で、コンプライアンス委員会において対応及び再発防止策の策定を行うこととしています。顕在化したリスクが経営上の危機に該当する場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、経営上の危機の解決・克服又は回避のために全力を尽くすこととしております。

③ 取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月１回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、経営会議において、取締役会への付議事項や重要な事項、業務の執行状況等について協議しております。

④ グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、関係会社を管轄する資産投資部もしくは事業投資部において管理体制を整備し、統括しております。グループ会社間では、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略に従って、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

⑤　監査役監査体制について

監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することや必要に応じ稟議書・契約書等の重要な文書及び会計情報を適宜閲覧できる等、その体制を整備しております。また、監査役は、内部監査部及び会計監査人から定期的に報告を受けるほか、当社及び子会社の取締役・使用人から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受け、監査の実効性を高めております。

## 4．会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、大量株式取得行為のうち当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

# 連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **12,833,866** | **流動負債** | **1,582,367** |
| 現金及び預金 | 8,258,708 | 未払金 | 347,074 |
| 営業未収入金 | 271,408 | 未払消費税等 | 163,224 |
| 営業投資有価証券 | 4,164,417 | 未払費用 | 269,370 |
| 立替金 | 16,189 | 未払法人税等 | 576,077 |
| 繰延税金資産 | 108,629 | 役員賞与引当金 | 193,300 |
| その他 | 14,515 | 成功報酬返戻引当金 | 25,000 |
| **固定資産** | **269,164** | 繰延税金負債 | 3,545 |
| **有形固定資産** | **11,812** | その他 | 4,778 |
| 建物 | 6,996 | **固定負債** | **931,913** |
| 工具、器具及び備品 | 4,816 | 長期借入金 | 723,140 |
| **無形固定資産** | **969** | 役員退職慰労引当金 | 101,200 |
| ソフトウエア | 969 | 退職給付に係る負債 | 64,220 |
| **投資その他の資産** | **256,383** | 長期未払金 | 31,539 |
| 投資有価証券 | 148,590 | 長期預り金 | 11,814 |
| 敷金及び保証金 | 58,128 | **負債合計** | **2,514,280** |
| 繰延税金資産 | 48,293 | （純資産の部） | |
| その他 | 1,372 | **株主資本** | **10,460,123** |
| | | **資本金** | **2,961,872** |
| | | **資本剰余金** | **2,983,653** |
| | | **利益剰余金** | **4,514,665** |
| | | **自己株式** | **△67** |
| | | **その他の包括利益累計額** | **△31,103** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **34,228** |
| | | **為替換算調整勘定** | **△65,331** |
| | | **新株予約権** | **1,440** |
| | | **非支配株主持分** | **158,291** |
| | | **純資産合計** | **10,588,751** |
| **資産合計** | **13,103,030** | **負債・純資産合計** | **13,103,030** |

# 連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **4,224,102** |
| **営業原価** | | **74,195** |
| **営業総利益** | | **4,149,908** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,920,139** |
| **営業利益** | | **2,229,769** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 3,504 | |
| 賃貸料収入 | 1,207 | |
| その他 | 832 | 5,544 |
| **営業外費用** | | |
| 為替差損 | 9,033 | |
| 株式交付費 | 17,008 | |
| その他 | 1,533 | 27,574 |
| **経常利益** | | **2,207,739** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 103 | |
| 投資有価証券評価損 | 46,124 | 46,227 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,161,512** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 689,639 | |
| 法人税等調整額 | △73,604 | 616,035 |
| **当期純利益** | | **1,545,477** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 55,859 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,489,618** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 875,753 | 870,281 | 3,230,790 | △67 | 4,976,758 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 2,086,119 | 2,086,119 | | | 4,172,238 |
| 剰余金の配当 | | | △205,743 | | △205,743 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,489,618 | | 1,489,618 |
| 子会社等の持分変動による増減 | | 27,253 | | | 27,253 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 2,086,119 | 2,113,372 | 1,283,875 | － | 5,483,366 |
| 当連結会計年度末残高 | 2,961,872 | 2,983,653 | 4,514,665 | △67 | 10,460,123 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 23,098 | △16,428 | 6,670 | 1,440 | 127,967 | 5,112,834 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | 4,172,238 |
| 剰余金の配当 | | | | | | △205,743 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 1,489,618 |
| 子会社等の持分変動による増減 | | | | | | 27,253 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | 11,130 | △48,903 | △37,773 | － | 30,324 | △7,449 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 11,130 | △48,903 | △37,773 | － | 30,324 | 5,475,917 |
| 当連結会計年度末残高 | 34,228 | △65,331 | △31,103 | 1,440 | 158,291 | 10,588,751 |

# 貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 9,960,448 | 流動負債 | 1,520,592 |
| 現金及び預金 | 7,402,096 | 未払金 | 344,687 |
| 営業未収入金 | 44,017 | 未払消費税等 | 160,768 |
| 営業投資有価証券 | 2,373,341 | 未払費用 | 227,386 |
| 立替金 | 16,189 | 未払法人税等 | 564,686 |
| 前払費用 | 9,004 | 預り金 | 4,764 |
| 繰延税金資産 | 112,165 | 役員賞与引当金 | 193,300 |
| その他 | 3,636 | 成功報酬返戻引当金 | 25,000 |
| 固定資産 | 528,656 | 固定負債 | 208,773 |
| 有形固定資産 | 11,055 | 役員退職慰労引当金 | 101,200 |
| 建物 | 6,996 | 退職給付引当金 | 64,220 |
| 工具、器具及び備品 | 4,059 | 長期未払金 | 31,539 |
| 無形固定資産 | 888 | 長期預り金 | 11,814 |
| ソフトウエア | 888 | 負債合計 | 1,729,365 |
| 投資その他の資産 | 516,713 | （純資産の部） | |
| 投資有価証券 | 13,876 | 株主資本 | 8,709,636 |
| 関係会社株式 | 305,381 | 資本金 | 2,961,872 |
| 敷金及び保証金 | 44,416 | 資本剰余金 | 2,931,872 |
| 長期貸付金 | 87,970 | 資本準備金 | 2,931,872 |
| 繰延税金資産 | 63,699 | 利益剰余金 | 2,815,958 |
| その他 | 1,372 | その他利益剰余金 | 2,815,958 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,815,958 |
| | | 自己株式 | △67 |
| | | 評価・換算差額等 | 48,663 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 48,663 |
| | | 新株予約権 | 1,440 |
| | | 純資産合計 | 8,759,738 |
| 資産合計 | 10,489,104 | 負債・純資産合計 | 10,489,104 |

# 損 益 計 算 書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **3,121,003** |
| **営業原価** | | **45,258** |
| **営業総利益** | | **3,075,745** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,572,893** |
| **営業利益** | | **1,502,852** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 715 | |
| 受取配当金 | 231,355 | |
| その他 | 1,207 | 233,277 |
| **営業外費用** | | |
| 為替差損 | 8,588 | |
| 株式交付費 | 17,008 | |
| その他 | 448 | 26,045 |
| **経常利益** | | **1,710,084** |
| **特別利益** | | |
| 関係会社株式売却益 | 25,426 | 25,426 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 103 | |
| 投資有価証券評価損 | 46,124 | 46,227 |
| **税引前当期純利益** | | **1,689,283** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 576,735 | |
| 法人税等調整額 | △81,338 | 495,397 |
| **当期純利益** | | **1,193,886** |

# 株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 875,753 | 845,753 | 845,753 | 1,827,815 | 1,827,815 | △67 | 3,549,255 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 2,086,119 | 2,086,119 | 2,086,119 | | | | 4,172,238 |
| 剰余金の配当 | | | | △205,743 | △205,743 | | △205,743 |
| 当期純利益 | | | | 1,193,886 | 1,193,886 | | 1,193,886 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 2,086,119 | 2,086,119 | 2,086,119 | 988,143 | 988,143 | － | 5,160,381 |
| 当期末残高 | 2,961,872 | 2,931,872 | 2,931,872 | 2,815,958 | 2,815,958 | △67 | 8,709,636 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 68,315 | 68,315 | 1,440 | 3,619,009 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 4,172,238 |
| 剰余金の配当 | | | | △205,743 |
| 当期純利益 | | | | 1,193,886 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △19,652 | △19,652 | － | △19,652 |
| 当期変動額合計 | △19,652 | △19,652 | － | 5,140,729 |
| 当期末残高 | 48,663 | 48,663 | 1,440 | 8,759,738 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年２月13日

株式会社マーキュリアインベストメント
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞　廣　篤　典　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　貴　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マーキュリアインベストメントの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアインベストメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年２月13日

株式会社マーキュリアインベストメント

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貞　廣　篤　典　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　井　貴　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マーキュリアインベストメントの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第１３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月19日

株式会社マーキュリアインベストメント監査役会

常勤監査役（社外監査役）　石　堂　英　也　㊞

監　査　役（社外監査役）　江　川　　武　㊞

監　査　役（社外監査役）　増　田　健　一　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第13期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は292,984,613円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年３月30日といたしたいと存じます。

**第２号議案**　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | とよしまとしひろ<br>豊島俊弘<br>（昭和37年９月20日） | 昭和60年４月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行<br>平成13年８月 世界銀行入行<br>平成16年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行<br>平成17年10月 当社 取締役就任<br>平成20年10月 当社 代表取締役就任（現任）<br>平成23年８月 MIBJ Consulting（Beijing）Co., Ltd. Director就任（現任）<br>平成25年１月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任） | 906,000株 |
| 2 | いしのひでや<br>石野英也<br>（昭和38年９月16日） | 昭和61年４月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社<br>平成12年４月 スパイラルスター株式会社入社<br>平成13年４月 ハローネットワークアジア株式会社代表取締役副社長就任<br>平成15年６月 スターキャピタルパートナーズ株式会社取締役就任<br>平成16年３月 スポーツバンガード株式会社取締役副社長就任<br>平成20年６月 当社 入社<br>平成22年３月 当社 取締役就任（現任）<br>平成23年８月 MIBJ Consulting（Beijing）Co., Ltd. Director就任（現任）<br>平成23年９月 ADC International Limited Director就任（現任）<br>平成25年４月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任）<br>平成26年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任（現任） | 288,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | こやまきよと<br>小山 潔人<br>（昭和41年２月19日） | 平成２年４月　日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行<br>平成20年９月　当社 取締役就任（現任）<br>平成26年６月　株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長<br>平成28年７月　当社 転籍 | － |
| 4 | ※<br>くろだこうたろう<br>黒田 弘太郎<br>（昭和56年11月６日） | 平成17年４月　日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行<br>平成25年６月　同行 企業投資グループ（現企業投資部）調査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社日本政策投資銀行 企業投資部調査役 | － |
| 5 | せきぐちあつし<br>関口 淳<br>（昭和40年９月７日） | 昭和63年４月　伊藤忠商事株式会社入社<br>平成17年４月　同社 建設部建設第一課長<br>平成21年４月　ITCインベストメント・パートナーズ株式会社 取締役副社長<br>平成23年11月　イトーピア・アセットマネジメント株式会社 取締役副社長<br>平成24年４月　伊藤忠商事株式会社 建設第一部長代行<br>平成27年４月　同社 建設第二部長（現任）<br>平成29年３月　当社 社外取締役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>伊藤忠商事株式会社 建設第二部長 | － |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | おかはしてるかず<br>岡橋輝和<br>（昭和24年11月25日） | 昭和47年４月　三井物産株式会社入社<br>平成18年４月　同社 執行役員就任<br>同社 関西支社副支社長就任<br>平成21年４月　カナダ三井物産株式会社 社長就任<br>平成23年５月　セイコーホールディングス株式会社 顧問就任（現任）<br>平成24年３月　株式会社インフォマート 取締役就任（現任）<br>平成26年６月　山九株式会社 取締役就任（現任）<br>平成28年３月　当社 社外取締役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>セイコーホールディングス株式会社 顧問<br>株式会社インフォマート 取締役<br>山九株式会社 取締役 | －株 |
| 7 | ※<br>ささきとしお<br>佐々木敏夫<br>（昭和27年３月３日） | 昭和49年４月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>平成16年４月　同行 常務執行役員就任<br>平成17年３月　みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任<br>平成18年６月　中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任<br>平成19年７月　いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任<br>平成22年６月　同社 取締役常務執行役員就任<br>平成23年２月　同社 取締役専務執行役員就任<br>平成26年４月　いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任<br>平成28年４月　いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就任<br>平成29年４月　同社 相談役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>いすゞシステムサービス株式会社 相談役 | －株 |

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．黒田弘太郎氏、関口淳氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、社外取締役候補者であります。

4．⑴　黒田弘太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の24.37%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外への成長投資に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

⑵　関口淳氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の14.08%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設部門に所属し、不動産投資分野に深い知見を有していること、伊藤忠商事株式会社のグループ会社の取締役副社長の経験を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。

⑶　岡橋輝和氏を社外取締役候補者とした理由は、三井物産株式会社を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。

⑷　佐々木敏夫氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社みずほ銀行を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。

5．関口淳氏及び岡橋輝和氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ１年、２年となります。

6．当社は、関口淳氏及び岡橋輝和氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、黒田弘太郎氏及び佐々木敏夫氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7．当社は、岡橋輝和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。岡橋輝和氏の再任が承認された場合は引き続き岡橋輝和氏を、また、佐々木敏夫氏が選任された場合は新たに佐々木敏夫氏を、それぞれ独立役員とする予定であります。

8．取締役候補者の所有する当社株式数は、平成29年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者豊島俊弘氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

**第３号議案**　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます井上義郎氏に対し、その任期中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、平成30年２月21日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第２号議案「取締役７名選任の件」をご承認いただいた場合に取締役に再任される豊島俊弘氏及び岡橋輝和氏、並びに現任の監査役石堂英也氏、江川武氏及び増田健一氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの各在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は取締役及び監査役のいずれをも退任した時とし、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| いのうえよしろう<br>井上義郎 | 平成17年10月　当社社外取締役就任（現任） |

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| とよしまとしひろ<br>豊島俊弘 | 平成17年10月　当社取締役就任<br>平成20年10月　当社代表取締役就任（現任） |
| おかはしてるかず<br>岡橋輝和 | 平成28年３月　当社社外取締役就任（現任） |
| いしどうひでや<br>石堂英也 | 平成27年10月　当社社外監査役就任（現任） |
| えがわたける<br>江川武 | 平成27年３月　当社社外監査役就任（現任） |
| ますだけんいち<br>増田健一 | 平成28年５月　当社社外監査役就任（現任） |

**第４号議案**　取締役賞与支給の件

当年度末の社外取締役を除く取締役３名に対し、当年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額193,300千円を支給いたしたいと存じます。各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の取締役の報酬額につきましては、平成28年８月８日開催の臨時株主総会において年額２億５千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本取締役賞与の支給につきましては、かかる年額報酬限度額とは別枠のものとしてご承認をお願いするものであります。

**第５号議案**　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成28年８月８日開催の臨時株主総会において取締役の報酬額を年額２億５千万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般は、取締役が当社の業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める観点から、報酬を機動的かつ実効的に支払う必要があること、また、東京証券取引所市場第一部上場企業として取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮して、取締役の報酬額を年額５億円以内（うち社外取締役分は年額１億円以内）と変更させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は７名（うち社外取締役は４名）となります。

**第６号議案**　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」で構成されていますが、本議案は、役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益･リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第５号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額とは別枠で、新たな株式報酬を、平成30年12月31日で終了する事業年度から平成32年12月31日で終了する事業年度までの３事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は７名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（１）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 本制度の対象者となる取締役 | 当社取締役（社外取締役を除く。） |
| ② | 当初信託期間 | 約３年間 |
| ③ | ②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金300百万円 |
| ④ | 当社株式の取得方法 | 自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤ | ①の取締役に付与されるポイント総数の上限 | 1事業年度あたり70,000ポイント |
| ⑥ | ポイント付与基準 | 役位等に応じたポイントを付与 |
| ⑦ | ①の取締役に対する当社株式の交付時期 | 原則として退任時 |

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、３年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように信託期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①　取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（参考）

本制度の骨子につきましては、平成30年2月21日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルメルパルク東京　５階　「瑞雲」
東京都港区芝公園二丁目５番20号
電話 03-3433-7212

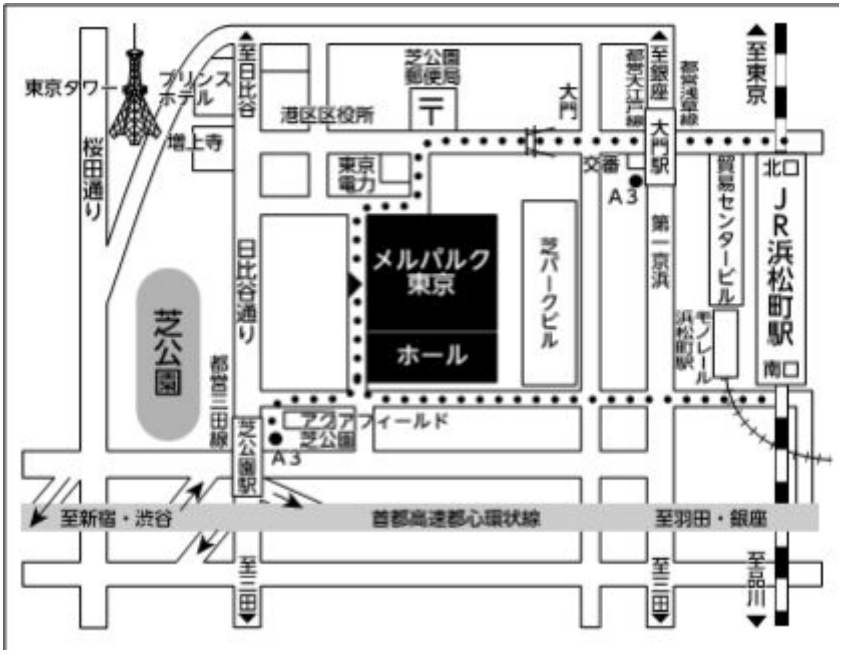


**地下鉄**：芝公園駅（都営三田線）Ａ３出口　徒歩２分
　　大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）Ａ３出口　徒歩４分
**JR京浜東北線・山手線**：浜松町駅北口又は南口　徒歩８分
**モノレール**：浜松町駅（北口）　徒歩８分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。